

委託業務仕様書案

1 委託業務の名称

観光交通の効率化推進業務

2 委託業務の目的

観光地までのアクセスである二次交通については、誘客を促進する上で十分な整備や使い勝手の良さが望まれるが、県の調査では、実際の移動手段の約7割を自動車が占めており、自動車以外の交通手段が十分に活用されていない状況にある。

本業務では、自動車以外の交通手段として、レンタサイクル等の活用を促すことに加え、既存の公共交通機関の利便性向上を図り、近隣施設への周遊観光の促進を図るもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

4 委託業務内容

以下のとおり、観光交通の効率化推進業務の一切の業務を行うこと。

(1) レンタサイクル等の交通手段の提供

イ 実施場所

自動車以外の交通手段による施設間周遊が可能でかつ、事業効果が期待できる地域について、県内1～2か所程度を提案すること。なお、実施場所については、具体的な事業内容を元に、発注者と協議の上、決定する。

また、事業実施に当たっては、施設管理者・公共交通機関の運行事業者と調整を行うこと。

ロ 実施方法

(イ) レンタサイクル等の交通手段の提供

公共交通機関を補完する役割として、レンタサイクル等を施設に設置する等、観光地内での移動を円滑化する方策を検討の上、実施すること。

設置台数を確保するために、レンタサイクルの設置を想定しているが、その他の手段も提案可能とし、発注者と協議の上、決定するものとする。

(ロ) 交通手段の予約サービスの提供

WEBページからの予約が可能となるように、施設管理者・公共交通機関の運行事業者と調整を行い、サービスを提供すること。なお、予約方法は、WEBページからの直接予約が望ましいが、システム改修期間や事業費を考慮し、困難と認められる場合は、他の手法によることも可能とする。

ハ 調達する備品類の扱い

レンタサイクル等を新たに調達する場合は、基本的にレンタル対応とすること。また、設置台数については、施設管理者と調整の上、事業目的達成のために最低限必要な台数とすること。

(2) 公共交通機関の時刻表や運行情報の提供

イ 実施場所

上記(1)と同じ箇所で実施すること。

ロ 実施方法

(イ) バスの時刻表の表示

観光エリア内(※)を運行するバスの時刻表を、デジタルマップ上に表示すること。

(ロ) バス等の運行情報の表示

交通機関に、GPS等の位置情報を把握するための装置を搭載し、リアルタイムの現在地情報をデジタルマップに表示すること。

(3) 施設間の周遊を促すための取組

上記(1)及び(2)で提供されるサービスの活用を含め、自動車以外の移動手段による施設間周遊策を提案すること。なお、事業の実施に当たっては、以下の留意事項を順守すること。

イ デジタルマップの有効活用

本事業で使用するデジタルマップを有効活用した取組を実施すること。

例) 自動車以外の交通手段の活用を促すために、自動車移動にこだわらないモデルルートをデジタルマップ上に表示

ロ 対象外経費

スタンプラリー等を実施する場合、ラリー達成時の景品など、個人に対する給付に類するものは本事業の対象外とする。

(4) デジタルマップを活用した情報発信

イ 掲載情報

掲載する情報は、観光エリア(※)内に存在するレンタサイクル等の設置場所、バスの時刻表・運行情報、観光施設情報(施設・店舗名、施設画像、電話番号、WEBサイト、営業時間、休業日、アクセス方法等)、施設までの案内表示を始め、通常の地図が有する情報(道路や施設等)を表示することとし、利用者が利用しやすい情報表示に努めること。

なお、観光施設の情報については、施設管理者が自施設の情報を自由に編集可能と

する等，リアルタイムでの情報表示や運営側での人的コスト削減に努めること。

ロ WEBページの構成

スマートフォン，タブレット端末等マルチデバイス対応を必須とした上で，利用者が，施設検索や混雑状況を容易に確認できる仕様とすること。

ハ 使用するデジタルマップ

デジタルマップは，旅行者の利便性を考慮し，他自治体での導入事例が多く，汎用性の高いものを使用することが望ましい。

ニ 利用促進に向けた情報発信

本事業が積極的に活用されるように，WEBページの閲覧・利用を促すための広報活動を行うこと。

ホ 次年度以降の継続使用

発注者が，本業務で作成したデジタルマップを，次年度以降も継続して使用する場合は，再度，開発等を行うことなく，使用することができるものとする。

(5) 観光客の属性や行動データの分析

イ 分析目的

WEBページの利用状況や周遊性の分析が可能となるように，以下の項目を参考に，分析方法及び分析可能な項目を提案すること。なお，県が設定するKPIの達成状況を把握するため，(イ)は必須とする。

ロ 分析項目

- (イ) WEBページ利用者数
- (ロ) 観光施設ごとの滞在時間（利用者）
- (ハ) 観光施設ごとの性別構成比（利用者）
- (ニ) 観光施設ごとの年代構成比（利用者）
- (ホ) 観光施設間の相関性（行動データの把握）
- (ヘ) 観光施設間の移手段

ハ 実施方法

分析に当たって，システムを設計・構築する際には，既存のシステムの活用を前提とし，経済的な手法を選択すること。

ニ データを活用した現状分析・改善提案

本業務で得られたデータを活用し，移手段などの現状分析や周遊性向上に向け

た今後の対策について、改善提案を行うこと。

(6) その他

イ スケジュール

スケジュールについては、以下の表1によることとし、詳細なスケジュールについては、受注者決定後に、発注者と協議するものとする。また、事業の進捗状況等について、発注者の求めに応じて、報告を行うこと。

【表1】事業スケジュール

R4. 9	R4. 10	R4. 11	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3
レンタサイクル等の調達 WEBページの構築・試験運用						
	運用開始・施設間周遊を促す取組の実施・データ収集					
					分析結果とりまとめ等	

ロ 目標数値の設定

本業務が目指す目標数値は以下の表2のとおりとする。なお、事業終了時に、目標数値を達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

【表2】目標数値の設定

目標数値	
利用者数	100人以上

【目標数値設定に係る基本的な考え方】

利用者数

事業目的に照らし、4 委託業務内容(1)に記載する今回提供又は確保予定の交通手段の利用者数及び(3)に記載する施設間周遊を促す取組の参加者数を合わせた人数とする。

※ 観光エリア内の範囲については、レンタサイクル等で施設の周遊が可能な範囲を指し、具体的には発注者と相談の上、決定すること。

ハ 次年度以降の運用費用

次年度以降の業務の参考にするために、本業務の見積とは別に、本業務と同一の期間で事業を実施した場合の具体的な経費を示すこととし、経費の内容毎に金額を積算すること。

5 成果品

受注者は下記により、4の業務に関する成果物を発注者に提出するものとする。

(1) 提出物

- イ 業務完了報告書
- ロ その他業務で作成した成果物

(2) 提出方法

紙媒体及び電子データ（CD、USB等）を各1部提出すること。

(3) 提出期限

令和5年3月15日（水）までとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

(5) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部観光政策課観光政策班
(宮城県庁行政庁舎14階)

6 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

7 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後も同様の扱いとする。

8 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守するほか、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

9 その他

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議する。